

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するチェックシート

茨城県農林水産部林政課

平成25年9月19日

改正 平成26年8月 1日

改正 令和 3年5月25日

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、原木きのこについては出荷制限等の指示や価格下落などの風評被害の発生等、生産活動の継続に当たり厳しい状況が続いている。

安全な原木きのこの安定供給による消費者の安全と産地の再生のため、まずはきのこの原木の当面の指標値を設定し、指標値を超えるきのこの原木は使用しないことで食品の基準値を超えないきのこの生産に取り組んでいるが、きのこの栽培環境においては、依然として放射性物質の影響を受ける可能性が大きいことから、放射性物質の影響を低減する具体的な栽培管理が求められている。

特に、出荷制限等が指示された地域については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部）」において、放射性物質の影響を低減させるための栽培管理の実施により、基準値を超えるきのこが生産されないと判断されることが解除の重要な条件となっている。

こうした状況を踏まえ、生産したきのこが食品の基準値を超えないように、現時点での知見や取組状況を集積し、放射性物質の影響を低減するための具体的な取組事項を提示する。

(参考) 改正の経緯

平成25年9月19日

林野庁において平成25年3月29日に策定された、放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン案に基づき、茨城県における原木しいたけ（施設栽培A）ガイドラインを作成。

平成26年8月 1日改正

林野庁において平成25年10月16日に策定された、放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインに基づき、茨城県における放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するチェックシートに改正。

令和3年5月25日改正

発生したきのこが出荷前検査で基準値を超えた場合の取扱いを追記。

2 チェックシートの利用方法

(1) きのこ原木・ほだ木を当面の指標値以下にする取組と安全性を確認するため発生したきのこの検査は必須項目とする。

自伐・立木購入の原木の管理、購入原木の管理、購入ほだ木の管理、発生前のほだ木の管理の工程においては、放射性物質検査結果の確認、又は検査を実施し、指標値以下の原木・ほだ木であることを確認したうえで使用する。

検査の結果、指標値を超えた原木・ほだ木については、使用不可として廃棄、又は除染等を行ったうえで再度検査を実施する。

また、発生したきのこが出荷前検査において基準値を超過した場合、当該ロットのほだ木は使用不可として廃棄し、基準値の2分の1を超過した場合は、ほだ木及びきのこの再検査を実施したうえで、ほだ木の使用の可否について、県の指導を受けるものとする。

(2) 上記(1)の必須項目以外の放射性物質の影響を低減するための取組は重要工程とする。原木・ほだ木の洗浄、空間線量率の測定、作業場所の環境整備、作業工程における施設導入を実施する。

(3) 原木きのこの生産者はチェックシートを基に栽培管理を行い、取組事項ごとに「管理した年月日」、必要に応じて「コメント」を記載し、行わなかった事項は斜線にしておく。

3 チェックシートの留意事項

(1) チェックシートにおける取組事項については、これまで放射性物質の影響が見られた自治体においては、安全な原木きのこを供給するための手法として積極的に取り組むことを基本とし、特に、出荷制限等が指示された地域については、必ず取り組むこととする。

(2) きのこ原木・ほだ木の管理については、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成24年8月30日付け24林政経第179号林野庁林政部経営課長）」に基づき実施する。

発生したきのこの検査については、生産者ごとのロット単位で放射性物質検査を確実に実施する。検査方法は、同じロット内から発生したきのこを満遍なく1検体として採取・分析する。

(3) 今回提示した放射性物質の影響を低減するための具体的な方法については、現時点で実証試験中のものもあることから、新たな結果が得られた都度更新していく。